

「池田市観光案内施設運営業務委託」に関するプロポーザル募集要項

令和2年7月

池田市

市民活力部 にぎわい戦略室

空港・観光課

1 件名

池田市観光案内施設運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の概要・目的等

これまで、池田市観光案内所では、観光案内業務及び物販・飲食の提供による滞在時間の延長を担ってきました。

本業務では池田の2大集客施設である五月山動物園とカップヌードルミュージアム大阪池田を起点に、その2施設間に存在する観光施設や商店街を通行させ、来街者の回遊を推進し滞在時間を延長させることや、池田市ならではの産品を中心とした飲食物・土産物を販売することで、観光の振興及び市内消費額の増加を目指すことを目的とします。

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」参照

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年9月30日

(4) 委託金額の上限

契約締結の日から令和3年3月31日まで 1,750千円(税込)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 3,500千円(税込)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 3,500千円(税込)

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで 1,750千円(税込)

(5) 賃料について

観光案内所物件の賃料については、観光案内業務等に供する部分を除いた残りの部分に路線価(1平方メートルあたり7,000円)を乗じた金額を支払うものとします。尚賃料には実費相当分を含むものとします。

3 参加資格

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者となります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 心身の故障により業務を適正に行うことができないものでないこと及び未成年でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 法人税・消費税及び地方消費税、都道府県税、法人市民税及び市町村・府県民税、固定資産税を完納し、かつ、証明書が提出できること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立が行なわれている者(更生

又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと池田市が認めたものを除く。)でないこと。

(7) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、池田市指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。

(8) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

4 スケジュール

内容		日程
1	プロポーザル実施告知	令和2年7月1日(水)
2	プロポーザル説明会開催	令和2年7月22日(水)
3	質問提出期限	令和2年7月31日(金)
4	質問への回答	令和2年8月11日(火)
5	プロポーザル参加表明関係書類提出締切	令和2年8月18日(火)
6	提案資格結果通知	令和2年8月25日(火)
7	プロポーザル提案書類提出締切	令和2年9月14日(月)
8	選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和2年9月中旬
9	結果通知	令和2年10月中
10	契約締結	令和2年10月中

5 募集要項等の配布

募集要項、様式一式を配布します。※池田市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 配布期間

令和2年7月1日(水)～令和2年9月14日(月)

※土日祝を除く。午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 空港・観光課

住 所 〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号(池田市役所7F)

電話番号 072-754-6244

6 プロポーザル説明会開催

(1) 開催日時

令和2年7月22日(水) 午後1時00分～午後3時00分(予定)

(2) 開催場所

池田市・府市合同庁舎 3階 議会会議室(池田市城南1-1-1)

(3) 申し込み方法

電子メールによる。※送信後は電話にて受信確認を行ってください。

E-mail kanko@city.iked.osaka.jp

電話番号 072-754-6244

(4) 説明会への申込期限

令和2年7月21日(火) 午後5時15分まで

7 質問書（様式1）の提出

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、池田市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本募集要項を追加補正したものとみなします。また、質問者の名称は公表しません。

- (1) 提出期限 令和2年7月31日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出先 池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 空港・観光課
E-mail kanko@city.ikeda.osaka.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる。※送信後は着信確認を行ってください。（6（3）と同様）
- (4) 回答方法 令和2年8月18日（火）を目途に、提出されたすべての質問とその回答を市の公式ホームページに掲載します。

8 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加表明のための書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和2年8月18日（火）午後5時15分（必着）
- (2) 提出先 5の(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）
（注意）

- ・持参の場合は、平日午前8時45分～午後5時15分までに、池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 空港・観光課（池田市役所7F）にて受け付けます。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(4) 参加表明のための提出書類

ア 参加意向申出書（様式2） 1部

イ 申請者の事項に係る証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

① 法人の場合

- ・登記事項証明書（全部事項証明書） 1部

② 個人の場合

- ・本籍地の市区町村が発行する身分証明書で準禁治産者、破産者でないことが分かるもの 1部
- ・法務局が発行する成年後見登記にかかる登記されていないことの証明 1部

ウ 印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

① 法人の場合

- ・法務局が発行した代表者の印鑑証明書 1部

② 個人の場合

- ・市区町村長が発行した申請者本人の印鑑証明書 1部

エ 【法人のみ】法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

- ・ 税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の3） 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- オ 【個人のみ】 申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ・ 税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の2） 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- カ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ① 法人の場合
- ・ 池田市と契約する先の所在地のもので、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- ② 個人の場合
- ・ 代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- キ 【法人のみ】 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ・ 池田市と契約する先の所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・ 未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前1年間の納税証明書 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- ク 【個人のみ】 市町村民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ・ 市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・ 未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前1年間の納税証明書 1部
 - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1部
- ケ 財務諸表の写し（最近1ヵ年のもの、半期決算の場合は2期分） 1部
- ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
 - ・ 株主資本等変動計算書
- コ 委託業務経歴書（様式3）及び契約書等の写し（実績の証明） 1部
- サ 誓約書（様式4） 1部
- シ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

9 提案資格確認結果の通知

本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず令和2年8月25日（火）にメールで結果を通知し、後日、提案資格確認結果通知書を郵送します。

10 提案書の提出

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5、様式6-1・6-2、様式7、様式8、様式9）に基づき作成するものとします。配布期間に受取りに来られるか、池田市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 提案については「提案書」（様式5）を鏡とし、次の項目に関する提案を所定の様式を使用して作成し、添付提出してください。
 - ア 業務実施体制について（様式6-1・6-2）
例：従事スタッフの構成、人数、経歴等
 - イ 業務実績（様式7）
当該業務と同等・類似業務の実績について、具体的に記入してください。
 - ウ 業務計画書（様式8）
業務実施にあたり、想定されるスケジュールをわかりやすく記載してください。
 - エ 業務実施方針及び手法（様式9）
別紙業務仕様書「5業務内容」の(1)～(2)について、具体的に提案内容を記入してください。
- (3) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
 - イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
 - ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写でも見易いよう配慮をお願いします。
- (4) 提案書の提出
 - ア 提出部数 正本1部、副本として10部
 - イ 提出期限 令和2年9月14日（月）午後5時15分必着
 - ウ 提出先 5(2)に同じ
 - エ 提出方法 持参
- (5) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 - イ プロポーザルの提出後、池田市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された書類は、返却しません。
 - エ プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
 - オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
 - カ 提案内容の変更は認められません。

11 審査方法及び審査基準

池田市観光案内施設運營業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行います。各参加者の順位を決め、評価点の合計が最も高い者を選定します。審査は非公開とし、審査結果に対する異議は受け付けません。

(1) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

次のとおり審査を実施します。審査結果は、審査を受けたすべての参加者に通知します。

ア 日程	令和2年9月中旬
イ 実施場所	池田市役所内会議室（池田市城南1-1-1）
ウ 出席者	総括責任者と担当者を含む3名以下としてください。
エ 所要時間	40分以内
	① 準備 5分
	② プレゼンテーション 15分以内
	③ ヒアリング 15分以内
	④ 撤収 5分
オ 使用機器	プロジェクター及びスクリーンは、池田市が準備します。
カ その他	詳細は、別途通知します。

(2) 審査の方法・基準

選定は、下記の「審査基準」に基づき、選定委員会の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

審査基準

審査項目	配点	評価
1. 池田市観光案内所の運営に関する視点（25点）		
多面的な発想・視点を持った提案であるか。	25	
2. 経営・財務基盤に関する視点（20点）		
収支予算（積算根拠）は明確で適切かつ継続的に安定した事業を行うことが可能か	20	
3. 基本項目に関する審査（35点）		
業務目的の理解度及び受託に必要な基礎知識が十分か。	10	
業務遂行に必要な能力を有する人材を適正配置しているか。	9	
利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか	8	
市及び地域との連携についての考え方は適切か	8	
4. 業務全般に関する視点（20点）		
参考見積額	20	
評点の合計	100	

※全評価委員の採点の平均点が60点以下の場合は、優先交渉権者として選定しません。

※評価が同点の場合は、選定委員会に出席した委員の過半数の賛成により決定します。

1 2 審査結果の通知

参加者の審査結果は、結果通知書により、令和2年10月中に通知します。

1 3 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「池田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

1 4 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの
- (8) ヒアリングに出席しなかったもの

1 5 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と池田市との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に池田市と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約に際して、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、池田市は契約を締結しません。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）
- (4) 優先交渉権者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているときは、契約を締結しません。
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、業務委託料の100分の10以上の保証の額を、次のいずれかに掲げる方法で付さなければなりません。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を池田市に寄託しなければなりません。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約の保証金に代わる担保となる有価証券の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

エ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
※業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、池田市は保証の額の増額を請求することができ、契約相手方は、保証の額の減額を請求することができます。

16 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

(4) 池田市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。

(5) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、池田市と協議の上、行うこととします。

17 問い合わせ先

池田市市民活力部 にぎわい戦略室 空港観光課

所在地 〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所7F）

電話 072-754-6244（空港・観光課）